

平成28年門真市教育委員会第11回定例会

開催日時 平成28年11月25日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第40号 門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定に伴う意見聴取について
- 日程第4 議案第41号 門真市事務分掌条例の全部改正に伴う意見聴取について
- 日程第5 議案第42号 動産（球技スポーツ系器具）の取得の申出について
- 日程第6 議案第43号 動産（手動ロールスクリーン）の取得の申出について
- 日程第7 議案第44号 動産（武道系器具）の取得の申出について
- 日程第8 議案第45号 平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について
- 日程第9 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	桜井 智恵子
委員	土川 好子
委員	高橋 元

事務局出席職員

教育次長	森本 訓史
学校教育部長	満永 誠一
学校教育部次長	山口 勘治郎
学校教育部総括参事	成田 明子
学校教育部教育総務課長	西岡 慈敏
学校教育部学校教育課長	三村 泰久

学校教育部学校教育課参事	高山 拓也
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	杉井 信夫
生涯学習部長	柴田 昌彦
生涯学習部次長	岡 一十志
生涯学習部生涯学習課長	牧藪 友広
生涯学習部スポーツ振興課長	十河 大輔
生涯学習部図書館長	西中 敏美
こども未来部長	内田 勇
こども未来部次長	南野 晃久
こども未来部こども政策課長	山 敬史
こども未来部子育て支援課長	三宅 聖子
こども未来部保育幼稚園課長	花城 勉
こども未来部 こども発達支援センター長	宮下 勝仁
市長部局出席者	
総合政策部企画課長	橋本 卓巳
総合政策部企画課長補佐	渡辺 廣大

久木元教育長                      開会宣告      午後2時

日程第1                              会議録署名委員の指名

久木元教育長より 高橋 元 委員を指名

日程第2                              会期の決定

本日1日と決定

日程第3・4                          議案第40号 門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第  
23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する  
条例の制定に伴う意見聴取について

議案第41号 門真市事務分掌条例の全部改正に伴う意見聴取について

久木元教育長より議案第40号と議案第41号は関連する内容であるため、一括議題とすること及び機構改革の実施に伴う案件であるため、総合政策部企画課職員に説明を求める旨を各委員に諮り、全員異議なく了承された。

説明者 橋本企画課長

本件につきましては、29年4月1日に予定している機構改革の実施に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、教育委員会のご意見をお聞きするものです。

議案書1ページからをご覧ください。

まず、議案第40号門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定に伴う意見聴取についてであります。29年4月1日に予定している機構改革の実施に伴い、教育委員会の職務権限である文化に関することのうち、文化財に関するものを除いた事項について、市長が管理し、及び執行することとするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、条例を定めるものであります。

なお、附則として、第1項は、この条例の施行日を29年4月1日としており、第2項及び第3項では経過措置を定めております。

次に、議案書4ページからをご覧ください。

議案第41号門真市事務分掌条例の全部改正に係る意見聴取についてであります。26年4月に実施されました機構改革の後に生じた新たな行政課題に的確に対応できる組織の再構築を行い、とりわけ地域の連携強化、賑わいの創出、子どもの貧困対策や家庭支援の強化、人口減少・少子高齢化対策などに迅速かつ着実に実践できる体制とし、なおかつ少数精鋭によるスリムで効率的な行政組織を整備するため、本条例の全部改正を行うものであります。

主な改正点であります。添付しております条例案をご覧ください。

第1条の部の設置において、総合政策部につきましては、部の所掌内容を端的かつ明確に表現した部名として、企画財政部に改

称するとともに、教育委員会事務局に置かれているこども未来部について、子どもの貧困対策や家庭支援の強化、福祉部門とのより緊密な連携を図り、かつ迅速に対応するために、市長部局にこども部として設置するものであります。

第2条から第7条までにつきましては、各部の分掌事務を規定しており、第2条の企画財政部につきましては、公民協働の総合調整に関することを市民生活部に移管するものであります。

第3条の総務部につきましては、現行条例から内容の変更はございません。

第4条の市民生活部につきましては、地域との連携強化や賑わいの創出に向け、地域との関わりを担う部署を一元化するため、総合政策部で所掌しておりました公民協働に関すること及び教育委員会事務局生涯学習部で所掌しておりました文化及び芸術の振興に関することを新たに追加するものであります。

第5条の保健福祉部につきましては、現行条例から内容の変更はございません。

第6条のこども部につきましては、子どもに係る計画及び調整に関すること、子育て支援に関すること、児童福祉に関すること及びひとり親家庭の支援に関することを所掌するものであります。

第7条のまちづくり部につきましては、大阪府営住宅の移管に向けた協議及び調整を含む住宅政策の総合調整を行うことから、現行の分掌事務である市営住宅に関することを、住宅政策に関することに改正するとともに、公共施設のマネジメントを行うことから市有施設の整備及び管理に係る総合調整に関することを追加するものであります。

第8条及び第9条は、いずれも現行条例と同様の規定であります。

なお、附則として、この条例の施行日を29年4月1日といたしております。

土川委員： まずお伺いします。祭りの部分や子どもの部分が変わっていると思うのですが、それには市長のやる気を感じます。教育委員会から文化と子どもに関連する部分が市長部局になることについて、どういう理由でそうなるのかを詳しく教えてほしい。

橋本企画課長： はじめに、市長部局に移管する事務のうち、文化に関する事務

についてであります。

本市において伝統的に行われている郷土芸能や祭りを通じて、市民が郷土、地域への愛着を育み、そしてその思いの中で、未来の門真市を支える子どもたちにしっかりと繋いでいけるような環境づくりが必要であると考えております。

そのためには、教育委員会の職務権限である文化及び芸術の振興に関することを市長部局に移管し、地域との関わりを担う部署の一元化を図ることで、これまで以上に地域コミュニティとの連携を強化し、賑わいの創出を図ってまいりたいと考えております。

次に、こども未来部所管の事務についてであります。28年10月28日にご出席いただきました総合教育会議の場においても話があったのですが、門真市において教育に関連する様々な課題がある中で、今、本市として重点的に取り組むべき重要な課題の一つとして、子どもの「貧困」の問題、つまり、若年出産等により親の生活基盤が安定しないことが、子育てを含めた家庭の環境や子どもの人間形成に凶らずも影響し、子どもの学力を含めた様々な課題の要因になっている問題についての対策が必要であると考えております。

これまで教育委員会において、就学前教育として小学校との連携を強化し、連携の仕組みを確立していただきました。今後は、その仕組みを維持したまま、子どもの貧困対策や家庭支援の強化、福祉部門とのより緊密な連携を図り、かつ迅速に対応することを目的とし、市長部局に移管するものであります。

土川委員：ありがとうございます。

長澤教育長職務代理者：感想も含めてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に則って教育委員会に意見を求めていただいたということは非常にありがたいですが、意見を求められたのが11月17日で、今日まで我々としても十分に意見を言う機会を作れなかったというのが、現実なんです。今後こういうことが起こった場合、もう少し早く、極端に言うと部局長宛てに文章を出していると思いますが、その時点ぐらいで意見聞くような体制をとっていただければ、我々としてももう少し思いを言うことができたと思います。これは感想です。

2点目は、これを見る限りこども未来部がこども部に行くと、

端的に言うと幼稚園が市長部局に移管する。これについては、幼児教育の一元化が他市でも進んでいますが、門真市の場合2年半前に教育委員会に一元化されました。大多数の他市では市長部局にあることが極めて多いと把握しています。それはそれなりに成果が上がっているだろうと思います。

残念なことは2年半で効果検証が十分にされない中で、市長の思いは十分に受け止めますが、市長部局に移管されるということは、残念に思います。

もう少し付け加えますと、特に幼稚園に関しては、学校教育法の1条で幼稚園は学校となっています。教育委員会とは切っても切れない関係にありますので、今後幼稚園と教育委員会とはどういう関係を続けていけばいいのか。市長部局が幼稚園のことはするので教育委員会は知りませんというスタンスでいけばいいのか、何らかの関係を持っていった方がいいのか、事務分掌が示されたばかりで、私自身もまとまりが付きませんが、企画課のほうでどう考えておられるのか、聞かせてください。

西岡教育総務課長： 幼稚園の件ですが、これにつきましては、市長部局に補助執行することになりまして、事務は市長部局の職員がいたしますが、教育委員会が所管することになります。幼稚園に関することは教育委員会に上程、ご報告をさせていただこうと思います。

長澤教育長職務代理者： 幼稚園に関する規則や人事案件などは、全て教育委員会に諮るということですか。事務委任で大体は市長部局へお任せするわけではないのですか。所管というと名前だけ教育委員会で、実質は市長部局ですということになるのではありませんか。教育委員会に諮ることになるんですか。事務委任の定義です。企画課の方で答えてもらえば結構です。

橋本企画課長： 幼稚園に関しましては所管という面ではこれまでどおり教育委員会となりまして、教育委員会に上程、報告などがあると答えていただきましたが、幼稚園に関しましては市長部局へ補助執行というかたちになりまして、所管としては教育委員会でありますものの、市長部局でその事務を補助執行するというかたちでございます。

長澤教育長職務代理者： 所管は教育委員会で補助執行は市長部局がすると。具体的に所管と補助執行の違いを、これは教育委員会で、これは市長部局という具体例を挙げてください。

例えば一例ですが、幼稚園職員の人事はどうなりますか。教育委員会所管で教育委員会で補助執行するなら、こども部ですか。

橋本企画課長： 幼稚園の人事案件等につきましては、教育委員会で所管することになります。ただ事務については、補助執行で市長部局の職員が行うと。あくまで教育委員会所管の中で、事務としては市長部局の職員が行っているというかたちになります。

長澤教育長職務代理者： 機構図は示されていませんが、機構図上はどうなりますか。例えばこども未来部が補助執行されている事務があります。それは機構図上は教育委員会に来ていますが、その逆を考えれば、幼稚園は機構図上は市長部局に入っていくんですか。

橋本企画課長： 機構図上はこども部の中に幼稚園が入っています。ただ表示に関しましては但し書きで教育委員会の事務の補助執行であるという注釈をつけて機構図を表しております。

長澤教育長職務代理者： 当然そういうかたちであれば、教育委員会とこども部と十分な連携を図っていただかなければならないと思います。これについては教育委員会、これについては市長部局とならないように、十分に協議検討をお願いしたいと思います。これは要望です。

土川委員： 今の幼稚園や保育所に関連してのことですが、皆様ご存じのとおり保幼小の連携がここ20数年前から言われていると思いますが、現実に幼稚園や保育所を見ていきますと、違ったやり方があって、門真の子どもを育てていくにあたって、同じような目で見て、育てていくことが大切だと思います。

理由の一つに貧困を挙げられていますが、貧困というのは門真市にとっても非常に問題ですが、今小さいお子様をお持ちの保護者の方々にとって、福祉だけではなく、もっと違った教育の面から興味を持たれている部分もあると思います。市長部局に貧困ということで移管されるのであれば、子どもを見据えた教育の在

り方、育て方ということで、どうなるのかなという心配があります。

現場の方々の意見の調整ということになると思いますが、小学校等の教育とも関わってくるので、十分ご留意をお願いしたいと思います。

長澤教育長職務代理者： この条例は市議会に諮ることになると思いますが、今後の議会の流れと条例が制定された後、教育委員会規則で教育委員会の内部組織について色々と決めていかなければなりません、その辺りの流れを説明して下さい。

西岡教育総務課長： まず、本日の教育委員会定例会において本2条例（案）についてご意見をいただきまして、12月議会において本件の2条例を上程し、可決いただく予定としております。

それから、12月、1月の教育委員会定例会において幼稚園に関することなどを市長へ補助執行することについて協議をしていただき、1月の教育委員会定例会において門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則及び門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の改正を上程する予定としております。

次に、2月の教育委員会定例会において機構改革に関連する条例の改正等の申出を上程いたします。その後3月議会においてその条例等を上程し、可決いただく予定としております。

最後に3月の教育委員会定例会において、機構改革に関連する規則等の改正等を行う予定としております。

[全委員異議なく、可決]

日程第5・6・7

議案第42号 動産（球技スポーツ系器具）の取得の申出について  
議案第43号 動産（手動ロールスクリーン）の取得の申出について

議案第44号 動産（武道系器具）の取得の申出について  
説明者 西岡教育総務課長

久木元教育長より議案第42号、議案第43号及び議案第44号は関連する内容であるため、一括議題とすることを各委員に諮り、全員



異議なく了承された。

本件は、門真市立総合体育館の建設に伴い、取得額1,500万円以上の動産及び予定価格2,000万円以上の動産を取得するため、「門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第1条第3号、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条及び地方自治法第96条第1項第8号の規定により、門真市長に申し出るものであります。

議案書9ページからをご覧ください。

取得する動産の内容といたしましては、まず、議案第42号の球技スポーツ系器具ですが、議案書10ページの参考資料に記載のバレーボール用ネットや支柱、移動式バスケットゴールセットなどを1,981万8千円で取得し、取得の相手方、大阪市西区新町二丁目17番15号、株式会社サントー代表取締役、山東覺と契約を締結するものであります。

なお、入札の予定価格は2,159万7,419円と設定し、応札業者は、4社、落札率は91.76%でありました。

次に、議案書12ページからをご覧ください。

議案第43号の手動ロールスクリーンですが、159台を830万5,200円で取得し、取得の相手方、吹田市南吹田五丁目1番12号、キングラン関西株式会社、代表取締役、松原達也と契約を締結するものであります。

なお、入札の予定価格は2,401万5,312円と設定し、応札業者は、2社、落札率は34.58%でありました。

次に、議案書14ページをご覧ください。

議案第44号の武道系器具ですが、空手用フロアマット4面、柔道畳394枚、畳運搬車6台、トレーニングタイマー4台を1,620万円で取得し、取得の相手方、寝屋川市萱島本町6番5号、山口総合保険株式会社、代表取締役、山口清と契約を締結するものであります。

なお、入札の予定価格は1,761万8,256円と設定し、応札業者は、3社、落札率は91.95%でありました。

[全委員異議なく、可決]

議案第45号 平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について  
説明者 西岡教育総務課長

まず、歳出からご説明いたします。

議案書18ページからをご覧ください。

款：民生費・項：児童福祉費・目：児童福祉総務費83万7千円の追加は、27年度に実施した子育て支援員研修事業費の確定に伴い、国庫補助金を返還するものであります。

次に、目：児童措置費1,039万5千円の追加は、保育定員拡充事業において、国の補助金単価の増額より、保育所等整備補助金を増額するものであります。

次に、款：教育費・項：小学校費・目：学校管理費332万1千円の減額は、門真小学校南校舎撤去工事費の確定に伴い工事請負費等の減額をするものであります。

次に、款：教育費・項：社会教育費・目：青少年費22万5千円の増額は、教育コミュニティづくり推進事業費補助金を活用し、ICT機器による学習支援を推進するため、ノートパソコンを3台購入するものであります。

次に、款：教育費・項：保健体育費・目：体育施設費452万円の減額は、28年度における市立総合体育館の指定管理料の額が確定いたしましたことから、減額補正するものであります。

次に、歳入であります。

議案書17ページをご覧ください。

款：国庫支出金・項：国庫補助金・目：民生費国庫補助金924万1千円の増額は、保育定員拡充事業の歳出の増額に伴うものであります。

次に目：教育費国庫補助金1,553万8千円の減額は、門真小学校学校敷地内の（仮称）第三中学校地域協働センター整備計画の見直しに伴い、都市再構築戦略事業費補助金を減額するものであります。

次に、款：府支出金・項：府補助金・目：教育費府補助金22万5千円の増額は、ICT機器による学習支援を促進ため、教育コミュニティづくり推進事業費補助金が交付されることによるものであります。

次に、款：市債・項：市債・目：教育債700万円の増加は、門真小学校学校敷地内の（仮称）第三中学校地域協働センター整備計

画の見直しに伴い、公共事業等債1,390万円を減額し、公共施設等除却特例債2,090万円を増額するものであります。

次に、債務負担行為の追加についてであります。

議案書20ページをご覧ください。

市立総合体育館指定管理委託の3億7,746万円の追加につきましては、新たに指定管理者と協定を締結するため、期間を29年度から33年度までとし、限度額を設定するものです。

なお、財源内訳につきましては、一般財源から支出するものです。

次に、地方債の変更であります。

議案書21ページをご覧ください。

門真小学校学校敷地内の（仮称）第三中学校地域協働センター整備計画の見直しに伴い、公共施設等除却特例債2,090万円を増加するため地方債表を変更し、都市再構築戦略事業債1,390万円減額するため地方債表を廃止するものです。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第9

### 諸報告

久木元教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 平成28年度門真市文化祭の結果について

説明者 牧菌生涯学習課長

市文化祭は、10月30日、11月3、5、6日にルミエールホールを会場に開催されました。

10月30日は、ダンスフェスティバルが開催され、ジャズダンスやバレエなど55のプログラムに2,223人の入場がありました。11月6日に行われた市民音楽祭では、合唱や演奏など19のプログラムに1,042人の入場があり、11月3日に行われた市民芸能祭では、舞踊、民謡など48のプログラムに1,086人の入場がありました。

また、市民創作展では、青少年の部と一般の部に分かれて、様々な作品が展覧されました。青少年の部では、10月30日に書道、陶

芸26点が展示されました。一般の部では、11月5、6日、の2日間で、絵画、陶芸、書道、水墨など324点が展示され、1,585人の入場がありました。

さらに、お茶席では、11月3日には府立門真西高等学校、11月6日には門真なみはや高等学校の茶道部の皆さんにご協力いただき、2日間で152人の参加がありました。

なお、11月3日には、文化の日式典が小ホールで開催され、市長表彰では、有功者1名、功労賞9名、頌詞10名の方々が、教育委員会表彰では、教育功労者12名の方々が表彰されました。

## 番号2 「第3回門真市スポーツ・レクリエーション大会」の結果について

説明者 十河スポーツ振興課長

本大会は、27年度と同様に競技部門とレクリエーション部門の二部門で構成し、競技部門におきましては、日頃の練習の成果を存分に発揮できる場としての大会をめざし、5月15日の総合開会式を皮切りに全19種目を8月7日までの約2ヶ月半、市民プラザグラウンドをはじめ、市内の体育施設におきまして実施し、約2,850人の市民の参加がありました。

また、レクリエーション部門につきましては、11月13日（日）に市民プラザにおきまして、子どもから高齢者、障がい者も含め体を動かす楽しさを実感していただき、日頃の運動習慣を身につけるきっかけづくりをめざし、数々のスポーツの体験ができるよう、グラウンドでは、テニス教室やサッカー教室など8種目を、体育館では、スリータッチボールやカローリング等のニュースポーツ体験をはじめ、体力チェックや幼児相撲大会、また、岡本依子さんのテコンドー教室など、18種目を、プラザ棟では、1階及び2階を利用して育児プログラムやフェイスペイントをはじめ、各種健康体操や健康講座など18種のプログラムを開催いたしました。

当日は天候にも恵まれ、前回は上回る約2,700人もの参加があり、終日市民プラザ全体が賑わっておりました。

—すべての報告が終了—

久木元教育長            閉会宣言    午後2時40分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長    久木元 秀平

署名委員    高橋 元